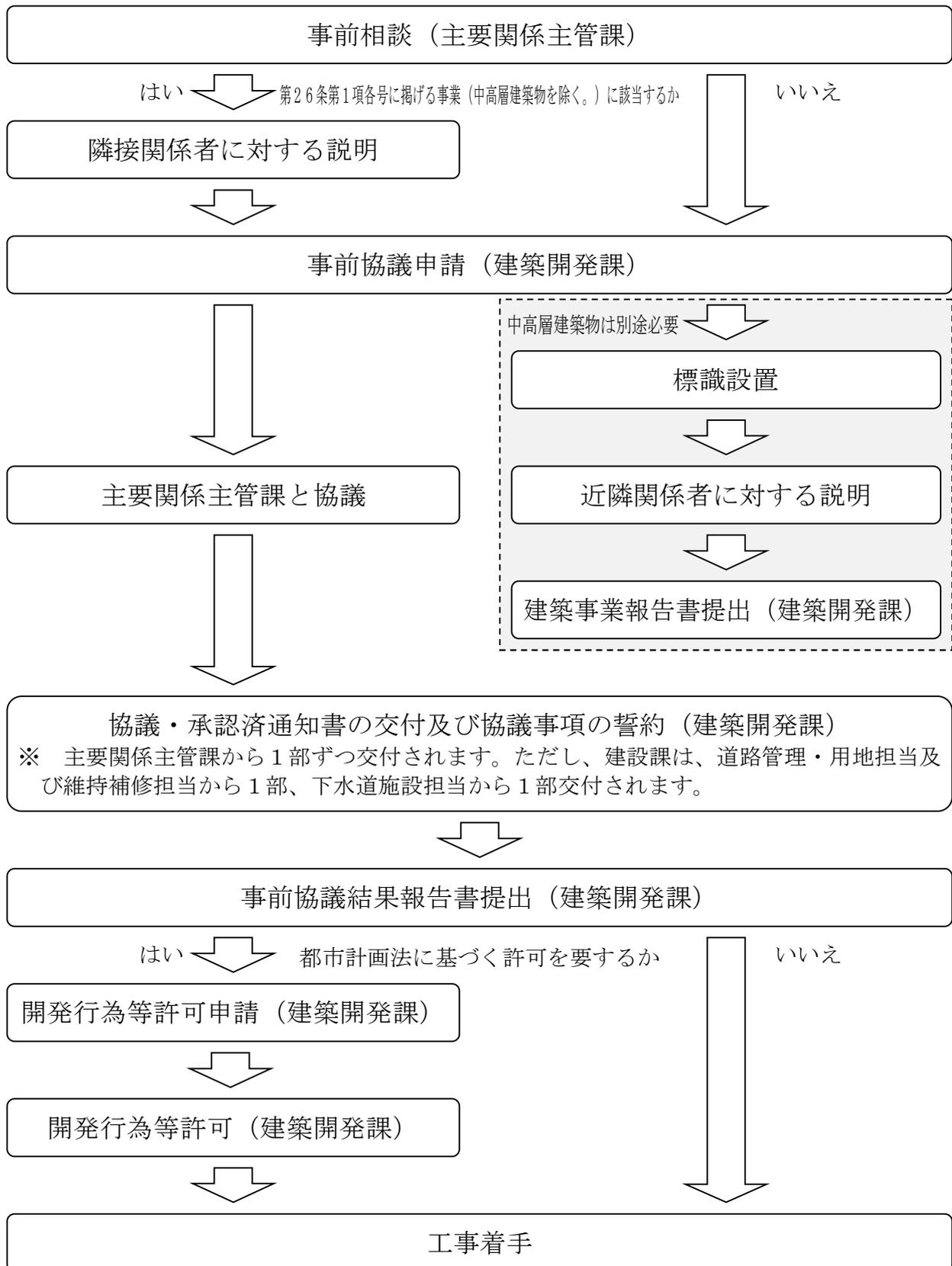


北本市開発行為等の指導に関する要綱

事前協議手続の流れ



目 次

第1章 総則

第1条	目的	1
第2条	定義	1
第3条	適用範囲	1
第4条	適用除外	2
第5条	周辺住民への配慮	2
第6条	事前協議	2
第7条	公共施設又は公益施設等の用に供する土地に関する協議	3

第2章 整備基準

第8条	区画	3
第9条	宅地防災	3
第10条	道路	4
第11条	後退道路	4
第12条	排水施設	4
第13条	河川及び水路	4
第14条	公園等	4
第15条	環境衛生施設	4
第16条	駐車場等の施設	5
第17条	消防施設	5
第18条	埋蔵文化財の保護	5
第19条	農地対策	5
第20条	上水道	5
第21条	公益施設等	5
第22条	公共交通機関	5
第23条	地区計画	6
第24条	建築協定	6

第3章 中高層建築物

第25条	事業者の責務	6
------	--------	---

第4章 補則

第26条	隣接関係者等への配慮	6
第27条	境界の確認	7
第28条	公害等の防止	7
第29条	工事完了届	7
第30条	検査の実施及び検査済証の交付	8
第31条	公共施設又は公益施設等の用に供する土地等の帰属又は無償譲渡等	8
第32条	損害の補償	9
第33条	委任	9
附則		9
別表第1	事前協議関係主管課一覧	12
別表第2	開発行為等事前協議申請添付書類一覧	13
様式		15
公共施設等整備基準		
	道路整備基準	33
	道路位置指定に関する取扱い基準	45
	排水施設設置基準	48
	北本市雨水流出抑制施設設置基準	51
	下水道施設設置基準	63
	公園等整備基準	74
	ごみ集積所設置基準	78
	駐車場及び駐輪場設置基準	82
	中高層建築物の建築に係る指導基準	84
	公共施設及び公益施設等管理・用地基準	94